

大阪市保育所設置認可等要綱（抜粋）

平成26年3月1日制定

（休廃止の届出及び申請）

- 第15条 法第35条第7項の規定に基づき設置者が、保育所を廃止し、又は休止しようとするときは、1年前までにその時期や児童の保育の継続調整について市長及び保育所の設置がある区長と協議すること。また、社会福祉法人については、合わせて所轄庁と協議すること。協議に合意ができたなら、廃止又は、休止を行う30日前までに、保育所（休止・廃止）申請書（様式第4号）に別表に掲げる書類を添付し、市長に提出することにより行う。
- 2 市長は、前項の申請を受け、保育所（休止・廃止）の承認について（様式第5号）により承認し、こども青少年局長は、保育所（休止・廃止）の承認について（様式第6号）により区長へ通知するものとする。

別表

	様式	設立	休止 廃止	内容変更					
				代表者	施設長	定員	増築	分園 設置	その他
保育所設置認可申請書	第1号								
保育所(休止・廃止)申請書	第4号								
保育所設置認可内容変更届出書	第7号								
保育所施設長変更届出書	第8号								
添 付 書 類	事業計画書	第12号							
	分園設置計画書	第13号							
	事業変更計画書	第14号							
	事業開始年度の収支予算書	第15号							
	建物設備の平面図 (各部屋の面積、定員を記入したもの)	任意							
	付近見取図	第16号							
	室別面積表	第17号							
	定款、寄付行為又はその他の規約	任意							
	理事会決議録などの法人での意志決定がわかる書類	任意							
	役員名簿	第18号							
	代表者の履歴書	第19号							
	施設長の履歴書	第20号							
	基準表に掲げる要件の を満たしていることが確認できる書類	任意							
	金銭消費貸借契約書(写)	任意							
	土地及び建物貸借契約書(写)	任意							
	土地の登記簿謄本	任意							
	建物の登記簿謄本	任意							
	検査済証(写)	任意							
	法人の登記簿謄本	任意							
	資産状況を明らかにする書類 (不動産、資金、負債の状況がわかる書類)	任意							
その他必要に応じて大阪市が求める書類	任意								

・・・必ず提出が必要な書類      ・・・必要に応じて提出が必要な書類  
提出はA4サイズとすること

様式第4号

年 月 日

大 阪 市 長

主たる事務所の所在地

法 人 名 称

代 表 者 氏 名

印

保 育 所 ( 休 止 ・ 廃 止 ) 申 請 書

児童福祉法第35条第4項の規定により認可された保育所を(廃止・休止)したいので、  
児童福祉法第35条第7項により申請します。

記

1 名 称

2 所 在 地

3 ( 休 止 期 間 ・ 廃 止 予 定 日 )

4 ( 休 止 ・ 廃 止 ) 理 由

5 添 付 書 類

○大阪府就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

平成十八年十月三十一日

大阪府規則第四百四十四号

改正 平成二〇年十一月二十八日規則第一〇四号

平成二四年三月二十九日規則第五八号

大阪府就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

大阪府就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年／文部科学省／厚生労働省／令第三号。以下「省令」という。）及び大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）に定めるもののほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二四規則五八・一部改正)

(認定の申請)

第二条 法第四条第一項の申請書は、認定こども園認定申請書（様式第一号）とする。

(認定の有効期間の更新申請)

第三条 法第五条第二項の申請書は、認定こども園認定期間更新申請書（様式第二号）とする。

(変更の届出等)

第四条 法第七条第一項の規定による届出は、変更届出書（様式第三号）を提出することにより行わなければならない。

2 省令第六条第一号の知事が定める数は、法第四条第一項第四号に規定する子どもの数に十分の一を乗じて得た数とする。

(報告の徴収等)

第五条 法第八条第一項の規定による報告は、報告書（様式第四号）を提出することにより行わなければならない。

2 省令第七条の知事の定める日は、五月三十一日とする。

3 省令第七条第二号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 職員配置に関する事項

二 職員資格に関する事項

三 施設設備に関する事項

四 教育及び保育に関する事項

五 職員の資質向上に関する事項

六 法第二条第六号に規定する子育て支援事業（以下「子育て支援事業」という。）に関する事項

七 管理運営に関する事項

八 設置者に関する事項

4 省令第七条第三号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 教育及び保育の目標及び主な内容

二 認定こども園（法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設をいう。以下同じ。）が実施する子育て支援事業の内容

三 開園の日数及び時間並びに保育時間

(平二四規則五八・一部改正)

(廃止の届出)

第六条 認定こども園の設置者は、認定こども園を廃止しようとするときは、廃止をしようとする日の三月前までに認定こども園廃止届出書（様式第五号）を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第一〇四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 第四条の規定による改正前の大阪府指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則、第五条の規定による改正前の大阪府障害者自立支援法施行細則、第十四条の規定による改正前の大阪府児童福祉法施行細則又は第十六条の規定による改正前の大阪府就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、第四条の規定による改正後の大阪府指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則、第五条の規定による改正後の大阪府障害者自立支援法施行細則、第十四条の規定による改正後の大阪府児童福祉法施行細則又は第十六条の規定による改正後の大阪府就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成二四年規則第五八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の大阪府就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の様式により作成した用紙として使用することができる。

様式第5号(第6条関係)

大阪府知事 様

認定こども園廃止届出書

年 月 日

住所  
氏名  
(法人にあつては、主たる事務所 の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園を廃止するので、次のとおり届け出ます。

認定こども園の 名称及び所在地	名 称	
	所 在 地	
認定年月日及び 認定番号		
廃止年月日		
廃止の理由		
入所児童の処遇		

大阪市保育所設置認可等要綱（抜粋）

平成26年3月1日制定

（休廃止の届出及び申請）

- 第15条 法第35条第7項の規定に基づき設置者が、保育所を廃止し、又は休止しようとするときは、1年前までにその時期や児童の保育の継続調整について市長及び保育所の設置がある区長と協議すること。また、社会福祉法人については、合わせて所轄庁と協議すること。協議に合意ができたなら、廃止又は、休止を行う30日前までに、保育所（休止・廃止）申請書（様式第4号）に別表に掲げる書類を添付し、市長に提出することにより行う。
- 2 市長は、前項の申請を受け、保育所（休止・廃止）の承認について（様式第5号）により承認し、こども青少年局長は、保育所（休止・廃止）の承認について（様式第6号）により区長へ通知するものとする。

別表

	様式	設立	休止 廃止	内容変更					
				代表者	施設長	定員	増築	分園 設置	その他
保育所設置認可申請書	第1号								
保育所(休止・廃止)申請書	第4号								
保育所設置認可内容変更届出書	第7号								
保育所施設長変更届出書	第8号								
添 付 書 類	事業計画書	第12号							
	分園設置計画書	第13号							
	事業変更計画書	第14号							
	事業開始年度の収支予算書	第15号							
	建物設備の平面図 (各部屋の面積、定員を記入したもの)	任意							
	付近見取図	第16号							
	室別面積表	第17号							
	定款、寄付行為又はその他の規約	任意							
	理事会決議録などの法人での意志決定がわかる書類	任意							
	役員名簿	第18号							
	代表者の履歴書	第19号							
	施設長の履歴書	第20号							
	基準表に掲げる要件の を満たしていることが確認できる書類	任意							
	金銭消費貸借契約書(写)	任意							
	土地及び建物貸借契約書(写)	任意							
	土地の登記簿謄本	任意							
	建物の登記簿謄本	任意							
	検査済証(写)	任意							
	法人の登記簿謄本	任意							
	資産状況を明らかにする書類 (不動産、資金、負債の状況がわかる書類)	任意							
その他必要に応じて大阪市が求める書類	任意								

・・・必ず提出が必要な書類      ・・・必要に応じて提出が必要な書類  
提出はA4サイズとすること

様式第4号

年 月 日

大 阪 市 長

主たる事務所の所在地

法 人 名 称

代 表 者 氏 名

印

保 育 所 ( 休 止 ・ 廃 止 ) 申 請 書

児童福祉法第35条第4項の規定により認可された保育所を(廃止・休止)したいので、  
児童福祉法第35条第7項により申請します。

記

1 名 称

2 所 在 地

3 ( 休 止 期 間 ・ 廃 止 予 定 日 )

4 ( 休 止 ・ 廃 止 ) 理 由

5 添 付 書 類